

総務文教委員会会議録

1. 開催年月日

令和3年3月15日 開会 9時57分 閉会 10時51分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

上野安是 妹尾文彦 山下憲雄 荒木謙二
柳井一徳 坊野公治 宮地俊則

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 副議長 大滝文則

(2) 説明員

副市長	猪原慎太郎	総務部長	山下浩道
総務部次長	藤原雅彦	市民会館事務局長	佐藤修
総務課長補佐	伊藤圭史	教育長	伊藤祐二郎
教育次長	北村容子	生涯学習課長	成智千恵
教育総務課長補佐	亀田博行		

(3) 事務局職員

事務局長	和田広志	事務局次長	藤原靖和
主任主事	塩出英也		

6. 傍聴者

(1) 議員 多賀信祥、柳原英子、三宅文雄、西田久志、佐藤豊

(2) 一般 0名

(3) 報道 0名

7. 発言の概要

委員長（上野安是君） 皆さんおはようございます。

ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

初めに、副市長のご挨拶をお願いいたします。

副市長（猪原慎太郎君） 皆さんおはようございます。

3月も中旬ということで大分温かくなってまいりました。残念ながら、今年の春は、桜まつりそれから産業まつりといった主要イベントが中止ということで、大変寂しい春となりますけれども、桜はもう皆さんご自由に観賞していただいているわけなので、皆さんそれぞれの春を満喫していただきたいと思っております。

一昨日、土曜日ですけれども、平櫛田中先生の作品を紹介します出張ギャラリーを井原鉄道、井原駅のホールへオープンをしたところであります。駅ビルギャラリーDENCHUと題しまして、高さ2メートルを超える大きな作品4点を展示しております、ふだん美術館で見るのとはまた違った趣がありますので、皆様方もぜひ一度ご覧いただければと思っております。

新型コロナウイルス感染症の関係でございますけれども、全国的には感染者数が下げ止まりと言われておりまして、岡山県におきましてはむしろ増加傾向といったことであります。変異株も多数発見されておりますし、専門家会議の先生のコメントによれば、遅かれ早かれ変異株が主流になっていくのではないかといいことも言われております。そういった中、ワクチン接種が期待されるところでありますけれども、新聞の報道によりますと、4月から65歳以上の高齢者の接種が始まるということでありますけれども、岡山県には期待するほどのたくさんの量のワクチンは来ないのではないかといいような報道がされております。そういった中で、少ないワクチンを高齢者の方にどう配分していくのかという配分の議論の中で、感染したときにクラスターが発生しやすくなる高齢者施設に入所している方を優先してはどうかといったことが県のほうでも議論されているところであります。

そういった中、本市としましては、何はともあれ市内の医師会の先生方のご協力なくしてこの事業はできませんので、しっかりと連携を取りながら協議をしていきたいと思っております。

それから、東京2020オリンピックでありますけれども、最近開催するとか開催しないとかという議論よりも、どうやって開催するかといった方向に行っているような感じがしております。そういった中、聖火リレーでありますけれども、3月25日に福島県をスタートということであります。井原市におきましては、5月19日の水曜日、岡山県のスタートということで実施する予定で進めているところであります。場所につきましては、昨年から特

に変更はありませんで、ファッションセンターしまむらさんの駐車場がスタート、国道を通過してまいりまして井原市役所玄関前がゴールということでもあります。約3キロを14人のランナーで聖火リレーを行うということでございます。今のところ、実施の詳細について県のほうから明確な指示はまだ出ていない状況ではありますが、3月25日に福島県から始まるということで、そういった中でだんだん具体的な指示が出てくるものと思っております。いずれにしても、3密を避けるといった徹底した感染予防対策が求められることは言うまでもないと思っております。ぜひとも成功したいと思っております。

本日は、総務文教委員会を開催いただきました。皆様方には何かとご多用の中お繰り合わせご出席をいただきました。誠にありがとうございます。

この委員会に付託されております案件でございますが、条例案件が3件、請願が1件ということでございます。皆様方には慎重にご審議をお願いしたいと思っております。

なお、お手元に本定例会報告事項をお配りしております。後ほどお目通しのほう、よろしくお願いを申し上げます。本日はどうぞよろしく申し上げます。

〈議長挨拶〉

〈議案第16号 井原市事務分掌条例及び井原市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について〉

委員（荒木謙二君） 一般質問で、課、係等々はまだ決定していないのかという質問に対して、まだ未定であるというふうな答弁であったと思いますが、それ以降、課あるいは係等々は決まったのでしょうか、まだ決まっていないのか。また、いつごろそういったことを決めて発表になるのか、お尋ねをいたします。

副市長（猪原慎太郎君） 機構に伴います人事異動、人事配置が関係をしていくところがございます。それ以後、進展があったかということでございますが、日々その作業は行っております。あらかたの方向性といったものは出てきておりまして、部につきましては条例で分掌事務を定めますので、議案として上げておりますのでこの形で行かせていただきますが、その部にぶら下がってきます課それから課にぶら下がってまいります係、こういったものもあらかた方向性はできたところがございます。あとは、具体的な人事配置といったところを、今その作業の真ただ中ということでございます。月並みなことで申し訳ないんですけども、今議会終了後なるべく早い時期に内示といった形でお知らせをしたいと思っております。

委員（山下憲雄君） 機構改革は非常にセンシティブな問題で、人事等々に触れるから説明が今のところは詳しくできないというふうに受け取ったんですけども、この条例を議決するに当たって、この内容というのが見えない中での判断ということになるんですけども、できる範囲でまたご説明いただけたらと思いますが、課、係の人も今、荒木委員からの質問もございましたが、機構改革以前と以後で、機構改革することによって人員が増えるのか増えないのか、その増減等についての説明をしていただけますでしょうか。

副市長（猪原慎太郎君） 総合政策部を新設するというので、その総合政策部が所管します課は秘書広報課と企画課ということでございます。秘書広報課の業務としましては、秘書係とそれから広報係ということでございます。このセクションにつきましては、大きな事務の変動でありますとか人が増えるとか減るといことは考えにくいと思っております。問題は、企画課というところになるろうかと思えますけれども、未来創造部が所管をしております地域創生の推進に関する事務、ふるさと納税を含めた形になるろうかと思えますが、そういったものが企画課へ移管をされるということでございます。そういった中で、企画課が今持っている業務を全て持ったままで地域創生の分野を受け持つのか、少しスリム化するのか、そういったところも考えているところで、一定の方向性は出したところであります。

それからあと、建設部が建設経済部になる。未来創造部が所管しております地域創生以外の商工の分野と観光の分野というものが建設経済部と名を改めてそちらが所管をするということになってまいります。

人員が増えるのか増えないのかということでもありますけれども、大きな増員というものはできないといった事情があります。職員の採用確保が十分できていないということもある中で、大きな増員といったものは今のところできていない状況でありますので、あとは所管している業務のスリム化というところに対応していきたいと思っております。現状で申し上げられる範囲のことではありますが、以上でございます。

委員（山下憲雄君） 次の質問ですけれども、いわゆる事務分掌の中で、建設経済部は労働福祉というものを所管するというようなことになっておりますが、その福祉問題というのは、労働福祉と他の部局、例えば児童福祉とかあるいは民生委員とか社会福祉協議会、いろんな意味も含んでいると思うんですけども、そこら辺の事務分掌は明快に分かれておるのでしょうか。

副市長（猪原慎太郎君） 労働福祉という言葉で条例のほうにも書いてありますけれども、基本的に未来創造部ができる前といいますか、要は地方創生元年より以前の話で申し上げますと、その当時の建設経済部の中に商工観光課という一つの課として存在をしておりました。そういった中、地方創生を推進していくということで新たに地方創生の分野を商工観

光課の中に入れていった、そこで地域創生課という名前が変わって、それが何年後かにさらには部に昇格したということが今までの経緯ということでございます。特に、労働福祉というのが、基本的に今所管しているもの以外に増えるということはありませんので、現在未来創造部が所管しております労働関係をそのまま引き継ぐという考えであります。

委員（山下憲雄君） 組織は生き物ですから、時代と共に対応していくようにするというのは当然のことだと思いますから、よく理解しました。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第17号 井原市民会館条例の一部を改正する条例について〉

委員（宮地俊則君） 本会議で聞き漏らしたかもしれませんが、このたびはディスプレイにされるということで、どれぐらいの大きさの物なのか、それとまた、市民会館ということですが、ホールなのか会議室なのか、ウェブ会議に使うんだから会議室じゃないかなと想像はするんですが、どちらに設置されようとしているのかをお尋ねします。

市民会館事務局長（佐藤 修君） ディスプレイの大きさでございますが、55インチとしております。

主に使用する場所としましては、尋牛の間、鏡獅子の間等の会議室を想定しております。

委員（宮地俊則君） 55インチといったら委員会室のホワイトボードの半分ぐらいの大きさですかね、テレビで大体そのぐらいだと思うので。今、尋牛の間とか鏡獅子の間と言ったんですけど、これは移動式なんでしょうか。

市民会館事務局長（佐藤 修君） キャスターがついておりまして、移動式になってございます。

副委員長（妹尾文彦君） 今のディスプレイですけれども、可動式でされるということですが、今度廃止されるほうなんですけれども、16ミリ映写機というのはどれぐらいの頻度で今まで使われておったんでしょうか。

市民会館事務局長（佐藤 修君） 私の記憶する限りでは、ここ20年来一度も使用されたことはありません。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第28号 井原市芳井生き生きアドベンチャーパーク条例を廃止する条例について〉

委員（柳井一徳君） このアドベンチャーパークは、芳井町民の方々にとっては憩いの場として利用されておりましたけど、豪雨災害で山崩れがあったり遊具の老朽化ということで廃止というのは理解できます。これを廃止することに対しては賛成なんですけど、この廃止とともに撤去されるご予定なんですか。本会議でそこまで説明があったかなという、記憶が定かでないんで確認の意味でお聞きします。

生涯学習課長（成智千恵君） 条例を廃止した後、遊具の撤去それから休憩所やトイレの解体撤去工事、こちらのほうを令和3年度の当初予算のほうで予算を計上しておりますので、そちらの際にもまた慎重審議をよろしくお願いします。

委員（柳井一徳君） 撤去後は、のり面とかはどういうふうに、崩れないようにきちんとした形、コンクリート固めとか何かいろんなことをされると思うんですが、それはどういうふうな計画になっておるのでしょうか。

生涯学習課長（成智千恵君） のり面の工事につきましては、計画はありませんので、山に復するということになろうかと考えております。

委員（柳井一徳君） 今の状態でも、石ころなど、かなり大きいものが落ちて崩れてくるんだということを前芳井小学校長からもお聞きしておりました。そのままの状態にしておけば、幼稚園の真上にありますんで、幼稚園児に影響があるんじゃないかなと思うわけですが、そこら辺のところは全然計画がないのでしょうか、安全性という意味で。

生涯学習課長（成智千恵君） このたび廃止に至りました経緯としましては、ここ数年大雨による被害が続いていたこと、それから令和元年に土砂災害特別警戒区域に指定されたこ

とが上げられます。この警戒区域に指定されたことについて特定の工事が求められるものではございませんので、現状のまま公園として残しておくのは好ましくないという判断から遊具等の撤去をすることに至ったものでございます。

委員（柳井一徳君）　　ということは、撤去した後山肌むき出しのままに放置しておくということですか。安全面ということは全然考えにないんですか。大きい岩とかが落ちてくる可能性はあるわけでしょ。今、2年前、3年前にあった災害後に石が落ちてきているという現実問題があったわけですよ。それで使用禁止にしたわけです。これは教育委員会の判断じゃなくて小学校の判断でされたのか、そこら辺は僕も確認を取っていませんけれども、もうあの水害以降は使用禁止というようなことになっていたはずなんですよ。ということは、これは安全面を考慮して使用禁止ということをしておったと思うんですよ。それは分かりますよね。そうすると、そこから老朽化も含めて撤去しようということになった。じゃあ、安全面というのは撤去すればもうそこで終わりなんですか。下に幼稚園も何もない状態のところであればそれはまだ分からなくもないかもしれませんが、幼稚園舎がもう真下にあるんですよ。それを撤去した後は、もうそのまま何も安全面は考慮せずに終了というのは、ちょっと考えが、私は理解できないんですが、そこら辺のところを教育長はどういうふうにお考えですか。

教育長（伊藤祐二郎君）　　先ほど、県のほうから土砂災害特別警戒区域に指定されていると、ただそれによってすぐにのり面の工事が必要ではないということですので、遊具のほうの撤去、そういったものがあると遊びたいとかそういうようなことにもなりますので、まずはアドベンチャーパークのほうを閉鎖というふうにご検討しております。

委員（柳井一徳君）　　遊具を下からずっと使っていくと、道を歩いて上に上がっていくようになります。遊具は確かに、滑り台とかほかのものは撤去されるでしょう。道は残るわけですよ。そこは進入禁止のような、例えばフェンスをして入らせないようにするとか、そういうこともしないわけですか。何もしない状態、撤去したただの状態であれば、道を歩くことは可能ということですか。進入禁止にしないとかってということじゃないわけでしょう。今のお話だと、ただ単純に撤去すればいいというふうにはしか思えないんですが。

教育次長（北村容子君）　　先ほど来、柳井委員さんのほうから、危険が伴った場合どうするかということだと思っておりますけれども、今も現実問題使用禁止、立入禁止にしております。

今後におきましても、石が崩落、落ちてきたり危険が伴う場合には、やはりそれなりの対応はしていかないといけないというふうにご検討しております。今後におきましても、もちろんもう使用禁止ということで、立入りも禁止、使えないというふうにご検討しておりますのでご安

心いただければと思います。

委員（柳井一徳君） 処置としてはそういうふうに入立禁止を厳しくしていただく、明記していただくということ。ただ、早急に、例えば、よく道路のり面の崩落の工事のときに金網をして、石が落ちないように処理されます、専門用語は私は分からないのでそういう説明で申し訳ないんですが。そういうふうな形ででも、石、岩の崩落がないようなことを、将来的には予算をつけて考えていただきたいなというふうに思います。幼稚園児にもしものことがあったときに、どなたが責任を取るのかという問題になってくると思いますが、これはいつ落ちるか分からないという、またその危険性があればすぐにされるんですけど、多分その判断が即、そういう撤去後の工事を考えておられないということは、そこまで危険性がないであろうという判断だと思うんですけども、これは分かりませんから。ですから、なるべく近い将来に、2年、3年前の水害が起こらないことを祈るわけですが、そういうことがあったときには恐らくまた落ちてくると思っていますので、そこら辺のところの予算化をお願いしてということで質問を終わります。

副委員長（妹尾文彦君） これは今回撤去するという話を、地元の方とは話合いがあったのか。それで、あったのなら、話合いをしたときにどのような意見が出たかということをお伺いいたします。

生涯学習課長（成智千恵君） 芳井小学校それから芳井小学校幼稚園PTAまた教育委員それから、あそこの施設にお堂があるんですけど、そちらの管理者の方など関係者による検討委員会を立ち上げまして、今年度計2回の協議を行いました。その検討委員会では、子供の体力づくりに資する施設であり、継続を望む声もありましたが、先ほど来申し上げたような地形の状況ですので、公園として継続することは好ましくないということで閉鎖の方向でご了承をいただいたというものであります。

副委員長（妹尾文彦君） 分かりました。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈請願第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求める請願書について〉

委員長（上野安是君） 私が紹介議員となっておりますので、副委員長と委員長を交代いたします。

〈上野委員長が副委員長に、妹尾副委員長が委員長に交代〉

委員長（妹尾文彦君） それでは、委員長の職務を行いますので、よろしくお願いたします。

請願第1号選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求める請願について職員に朗読させます。

議会事務局長（和田広志君） それでは、お手元の原本であります文書表でございます。朗読いたします。

「令和3年2月24日、井原市議会議長坊野公治殿。選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求める請願書。

請願者住所、井原市西江原町2157-1、氏名坂本浩子、紹介議員氏名上野安是。

選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する請願書。

要旨、家族が同じ姓を名乗る夫婦同姓制度は、家族の絆や一体感の維持重ねて子供の福祉に資するものであり、社会の維持に極めて重要な制度と言えます。戸籍制度は行政の基礎といえるところであり、仮にもこの基礎部分に変更されれば多くの法改正が必要となることが懸念されるばかりか、地方自治体への負担はかぎりなく増加することも懸念されます。よって、民法改正による選択的夫婦別姓制度の導入に強く反対するものです。

理由1、同姓制度を規定した民法750条（夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する）については、平成27年に最高裁大法廷が合憲と判断しています。その際、最高裁大法廷は「（民法750条は）社会に定着しており、家族の姓を一つにまとめることは合理性がある。」との判断を示しています。

2、ところが昨今、選択的夫婦別姓制度導入のための民法改正を求める動きが再燃しています。夫婦別姓制度は、家族の絆や一体感を危うくしてしまう恐れがあるばかりか、子供の姓が父または母の姓と異なることとなる制度ともなり、子供の福祉にとっても悪影響を及ぼすことが強く懸念されています。平成30年に内閣府が公表した世論調査によると、夫婦別姓制度が「子供にとって好ましくない影響がある」と思う国民は6割を超えています。

3、結婚による改姓の「不利益」を指摘する声もありますが、そうした不利益は結婚後も旧姓を通称名として使用することでほぼ解決することが可能です。最高裁もそうした不利益は「氏の通称使用が広がることにより一定程度は緩和され得る」と指摘し、政府も旧姓を通称使用できる範囲を広げており、旧姓の通称使用は既に一般化しているとも言えます。

4、日本の「戸籍制度」は年金、保険、教育、医療等、行政の基礎とも言えます。これを改正するようなことがあれば多くの法改正が必要になったり地方自治体へ多大なる負担を強いることになりかねません。国民ひとりひとり、また地方自治体等の合意がないまま、夫婦別姓制度を拙速に導入すれば、我が国の将来や地域社会の維持に大きな禍根を残しかねません。

以上の理由から、家族の絆や一体感の維持と子供の健全育成を願い、揺るぎない地域社会および日本社会を次世代に継承するために、かかる民法改正がなされないよう強く要望致します。

井原市議会におかれましては、国及び関係諸機関に対し、民法改正による選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書の提出をお願い致したくここに請願書を提出いたします。」

委員長（妹尾文彦君） 続いて、紹介議員の説明を求めます。

副委員長（上野安是君） 先ほど局長のほうで請願書を読んでもいただきました。内容についてはそのとおりであります。私自身は、実際に今の制度を変える必要があるかどうかという、今のままで十分足りているんだろうというふうに判断をしていますし、そうであるべきだというふうに思っていますので、この請願の紹介議員とさせていただきました。請願書提出ということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

〈なし〉

委員長（妹尾文彦君） それでは、この請願について、皆さんから採択、不採択等のご意見を求めます。

委員（柳井一徳君） この請願者が言われることはよく理解ができます。特に、この理由の3番の、現在、改めて別姓までしなくてもいいではないかという考え方の中の一つに、私も思いますが、通称ということが認められております。そういった職業的なもので別姓を名のりたいという方は、アナウンサーであるとかスポーツ選手であるとか作家であるとかという職業によってあると思うんですけれども、通称が認められておりますので、別に今そのままでもいいのではないかと、民法上改正する必要もないのではないかなというふうにも思ひますし、これは大きな問題でもありますんで、国政で十分に議論していただければいいのでは

ないかなというふうに思います。

そういった意味からいえば、趣旨としては賛成できるけれども意見書まで提出する必要はないのではないかなというふうに思うところであります。

委員（宮地俊則君） 同様の意見になりますけども、結論になりますけども、この選択的夫婦別姓制度というのは女性の社会進出といった言葉が死語となるぐらい当たり前のこととなっている現在、男女平等、男女共同参画社会の実現を目指す今の社会においてはごく自然な情勢でありまして、その方向に向かうものだと理解しております。

一方で、この制度が導入されますと、請願書の中にもありますように、運用上、日常生活の中で様々な不都合といいますか、そうしたものが生じる懸念がございます。将来的には、こうした懸念や課題が徐々に解決されていくものと思いますけども、それまでにはまだ時間がかかるのではないかなと思っております。

したがって、本請願につきましては、私も趣旨採択とすべきであろうと感じております。

委員（荒木謙二君） この請願の理由にはある程度理解を示した上での意見ですが、選択的夫婦別姓制度については様々な意見があるということもお聞きいたしております。そういったことで、先ほど柳井、宮地委員のほうからの意見もありましたように、国会の中でさらに議論を深めていただきたいというふうに思うところでありまして、同様に趣旨採択というふうなことで私の意見は終わらせていただきます。

〈なし〉

委員長（妹尾文彦君） 趣旨採択の意見が出ておりますので、挙手により採決いたします。

お諮りいたします。

請願第1号選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求める請願はその趣旨を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。よって、本件は趣旨採択といたします。

〈採決 趣旨採択〉

委員長（妹尾文彦君） 以上で請願の審査は終了いたしました。

それでは、委員長と交代いたします。

〈上野副委員長が委員長に、妹尾委員長が副委員長に交代〉

委員長（上野安是君） 以上で付託案件の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

委員長（上野安是君） 本日の所管事務調査事項はございません。

このほかに不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案がございましたらご発言願います。

〈なし〉

委員長（上野安是君） 以上で所管事務調査については終わります。

ここで執行部の方にはご退席願いたいと思いますが、何かございましたらお願いいたします。

副市長（猪原慎太郎君） 終わりに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、慎重にご審議をいただきまして誠にありがとうございます。今議会を通じていただいております様々のご意見、ご要望、ご提言につきましては今後の市政に反映をしていきたいと思っております。

明日からは、2日間、予算決算委員会でございます。また、新型コロナの関係、ワクチン接種の関係また緊急経済対策の関係で予算措置をお願いしたいと思っております。今議会中に追加で補正予算案を提出したいと思っておりますので、その節は慎重にご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

また、私の隣におりますけれども、山下総務部長が今日から議会の関係の委員会等に復帰ということでございます。やっとこれで執行部メンバーがそろったというところでございますので、引き続き皆様どうぞよろしく願います。本日は誠にありがとうございました。

委員長（上野安是君） 執行部の皆様には大変ご苦労さまでした。

〈執行部退席〉

〈議会への提案について〉

〈回答案について協議し、議長へ提出することに決定〉

委員長（上野安是君） 閉会に当たり、議長、何かございましたらお願いいたします。

〈議長挨拶〉

委員長（上野安是君） 以上で総務文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。